

副本

中労委令和5年（不再）第1号
大阪府不当労働行為事件

答 弁 書

令和5年3月8日

中央労働委員会会長 様

〒530-0047

大阪市北区西天満一丁目9番13号

パークビル中之島6階605

巽・中川法律事務所

TEL 06 (6364) 9145

FAX 06 (6364) 9147

再審査被申立人代理人

弁護士 中 川

元



再審査申立人 大阪教育合同労働組合

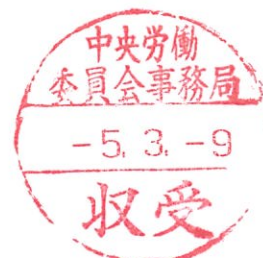
再審査被申立人 大阪府

再審査被申立人は、再審査申立人の2023年1月24日付（同日大阪府労委受付）再審査申立書、及び、同年2月10日付（同月14日中労委收受）補充申立書に対し、下記のとおり答弁する。なお、とくに断りのない限り、略語は従前書面の例による。

記

第1 再審査申立ての趣旨（請求する救済内容の要旨）に対する答弁

本件再審査申立てを棄却する。



との命令を申し立てる。

第2 答弁の理由

- 1 再審査申立人は、初審命令には、①事実の誤認、②法律解釈の間違い、③判例の誤読、④法律判断の誤り、⑤従前の府労委認定基準の変更がある、と主張する。

再審査被申立人は、再審査申立人が大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）に申し立てた不当労働行為救済申立て（大阪府労委令和3年（不）第55号事件）について、本件団交申入書の「講師組合員の雇用の継続を保証すること」との要求事項への対応に係る申立ては、労組法適用者の問題に関するものとはいえないのであるから、本件において教育合同の申立人適格を認めることはできないとして、これを却下した初審命令は正当であると述べるものであるが、以下、補充申立書の再審査申立人の主張に沿ってあらためて反論する。

- 2 「第2 初審決定の誤り」についてのうち、本件看護師組合員3名（団体交渉申し入れ書（甲第1号証）表中13乃至15の組合員）について

ア 再審査申立人の主張

i) 再審査申立人は、初審決定は、「第4 認定した事実」において、「教育合同（再審査申立人）は、(略) ②大阪府立支援学校にて児童生徒の医療的ケア等に従事する労組法適用者である特別非常勤講師（看護師）3名（以下「本件看護師組合員3名」という。）について、平成29年4月1日から任用しなかったこと等が不当労働行為であるとして、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て（平成29年（不）第26号事件。以下「平成29年度任用事件」という。）を行った。」と認定した（5頁）。そして、「平成30年から令和2年の毎年2月、教育合同は府に対し、20名程度の組合員の氏名等

を記載した表を示して、それらの組合員の雇止めを行わず雇用を継続すること等を求めて団交を申し入れていたところ、いずれの年についても、表に示された組合員の中に本件看護師組合員3名が含まれていた。」ことも認定した(6頁)。さらに、本件団交申入書(甲第1号証)の「表に記載された組合員の内訳は、(略)③本件看護師組合員3名であった。」と認定した(7頁)とも認定した、と主張する(補充申立書2頁)。しかし、初審決定は本件団交申入れ時点において、本件看護師組合員3名が地公法適用者でなかったことを認めている。そして、団交対象者に適用される法規は、団交申入れ時点を基準として判断されるのである、と主張する(補充申立書3頁)。

つまり、本件看護師組合員3名は、2017年(平成29年)に雇止めされて以降、解雇を争っていた、再審査申立人も毎年団交申入れし、不当労働行為であるとして府労委に申し立ててきたのであるから、再審査被申立人は労組法7条による使用者である、と主張する。

ii) さらに、再審査申立人は、①本件と同種事件である府労委平成22年(2010年)(不)第29号事件における平成23年(2011年)7月22日付命令、②①の中労委再審査事件である中労委平成23年(2011年)(不再)第52号事件における平成24年(2012年)10月17日付命令(甲第5号証)、③②の中労委命令取消請求事件である東京地裁平成24年(2012年)(行ウ)第876号事件及び平成25年(2013年)(行ウ)第16号事件における同裁判所平成25年(2013年)10月21日付判決(甲第6号証)、④③の控訴審判決(甲第7号証)及び最高裁決定(甲第8号証)、また、⑤本件と同種事件である府労委平成25年(2013年)(不)第43号事件における平成26年(2014年)11月25日付命令(甲第21号証)、さらに、⑥本件と同種事件の府労委平成28年(2016年)(不)第42号事件における平成30年(2018年)5月24日付命令(甲第22号証)のいずれをみても、団交対象者に

適用される法規は、救済申立て時点ではなく団交申入れ時点を基準として判断されるのであり、かつ、団交申入れ時点において現に適用されている法規であると主張する。以上から、本件看護師組合員3名の問題に係る団交申入れ時点において労組法適用者であった本件看護師組合員3名の問題に係る団交が拒否されたことについて、再審査申立人は救済申立人適格を有するのである、と主張する。

イ 再審査被申立人の反論

再審査被申立人も、団交対象者に適用される法規が救済申立て時点ではなく団交申入れ時点を基準として判断されることに異議はない。

しかし、大阪府労委の令和元年6月10日付命令書が、本件看護師組合員3名を労組法適用者であることを認めたのは、再審査申立人が、平成29年3月24日、府教委に対し、本件看護師組合員3名について、同人らの雇用継続等を要求事項とする団体交渉申入書を送付し団交を申し入れた当時（令和元年6月10日付命令書4頁）、地公法3条3項3号が適用される特別職非常勤講師（職員）だったからである。

また、本件看護師組合員3名は、特別非常勤講師（職員）としての権利を有する地位にあることの確認を求める訴訟を提訴したが、平成29年4月1日以降の任用期間1年間の再任用の確認を求め、再審査請求人が主張するところの雇止めを争っていたにすぎない。本件看護師組合員3名は、平成30年4月1日以降の再任用を争っていないのである（乙第2号証、乙第3号証）。

さらに、再審査申立人は、前述の平成29年度任用にかかる令和元年6月10日付命令書を不服として中労委に再審査請求をしたが、平成30年度任用にかかる大阪府労委平成30年（不）第52号事件、令和元年度任用にかかる大阪府労委令和元年（不）第23号事件ともども、中労委で和解が成立し、「労使交渉については、今後とも関係する法律に基づき適切に対応する」ことになったのである（甲第10号証1・2）。

この点、本件看護師組合員3名は、平成30年4月1日以降も再任用されたとしても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下、たんに「改正法」という。）が令和2年4月1日に施行され、それ以降はすべて地公法17条及び22条の2に基づく一般職の地方公務員として任用されるはずのものである。すなわち、本件看護師組合員3名の任用根拠は、改正法により、特別職から一般職に変わり、労組法適用組合員でなくなったのである（初審における再審査被申立人の主張書面（2）の第1の4（6乃至7頁）、最終陳述書（5頁））。

本件の団交申入れは、改正法適用後である令和3年（2021年）2月3日である（甲第1号証）。

以上から、本件看護師組合員3名については、そもそも府教委による「雇用継続」はあり得ないし、仮に、再任用が繰り返されるものであるとしても、再審査被申立人は、労組法7条の適用上の使用者ではなく地公法上の使用者としかかなりえないものであり、再審査申立人が主張するごとく労組法7条の適用はありえないものである。

なお、再審査申立人は、「初審命令が、本件看護師組合員3名が地公法適用者でなかったことを認めている」と主張するが、それは、平成29年3月25日付の団交申入書についてであり、本件の令和3年（2021年）2月3日付団交申入書（甲第1号証）についてではない。令和3年2月3日時点では、本件看護師組合員3名は、かりに「雇用継続」を主張できるとしても、あくまで地公法17条及び22条の2に基づく一般職の地方公務員としてでしかありえないものである。

- 3 会計年度任用職員（団体交渉申し入れ書（甲第1号証）表中1、2、5、16、17の組合員）について
- ア 再審査申立人の主張

再審査申立人は、本件団交申入書の表に記載された会計年度任用職員はすべてパート会計年度任用職員であったとし、本件団交申入れ時においては、2021年2月3日18時30分以降であり、本件パート会計年度任用職員においてはその勤務が行われていない時間、すなわち一般職地方公務員としての地位を有していない時間であったのだから、本件団交申入れ時点において、本件パート会計年度任用職員は労組法適用者であった。従って、再審査申立人は、本件パート会計年度任用職員の問題に関する団交が拒否されたことについて救済申立人適格を有する、と主張する。

イ 再審査被申立人の反論

しかし、かかる再審査申立人の主張は失当である。

再審査被申立人と本件パート会計年度任用職員との間の労働関係を規律する法は、再審査申立人が主張する「空白期間」も含め、会計年度任用職員を根拠づける地公法22条の2により適用される地公法である。もちろん、本件パート会計年度任用職員は、「空白期間」において他の自治体または企業等で勤務しているかもしれない。そして、その任用者または雇用者との関係は、それぞれ任用者または雇用者との関係を根拠づける法律により適用される労働関係法規である。つまり、適用される労働関係法規は、任用者または雇用者によって異なるのである。

再審査請求人の主張に従えば、当該労働者がどちらにも勤務していない時間帯に団交申入れを行えば、どの労働法規が適用されるのか明らかでなくなる。そもそも、労働組合や労働者は、使用者による不当労働行為を受けた場合に、当該使用者を被申立人として救済申立てを行うものであり、当該使用者との関係で適用される労働関係法規によって規律されるものである。

再審査申立人の主張は、明らかに法の適用を誤っている。

初審命令は、何ら違法はない。

4 臨時的任用職員（団体交渉申し入れ書（甲第1号証）表中3、4、6、7、8、9、10、11、12、18、19の組合員）について

ア 再審査申立人の主張

再審査請求人は、臨時的任用職員は一般職地方公務員であるが、不利益取扱いを受けたとしても一般職地方公務員に保障されている審査請求をすることができないなど臨時的任用職員の基本的権利剥奪実態からすれば、労組法の不当労働行為救済制度が適用されるべきであると主張する。

イ 再審査被申立人の反論

この点については、初審においてすでに反論したところである（初審における再審査被申立人の主張書面（2）の第1の2（4乃至5頁））。再審査申立人の主張は、独自の立法論にすぎないというべきである。

5 一般職地方公務員にかかる再審査申立人の主張について

この点については、初審命令の判断は正当であり、再審査申立人の主張は受け入れられない。

6 「第2 不当労働行為について」について

この項の主張については、すでに初審において縷々主張したところであり（初審における再審査被申立人の主張書面（2）の第2（7頁以下）、同主張書面（3）の第1の2（3頁以下）、同主張書面（4））、とくに付け加えるべきところはない。

以上